

請求債権目録

(□にレを付したものを)

該当する債務名義にチェックする。

札幌地方 裁判所 令和 4 年(ワ)第 〇〇〇 号事件の執行力ある

判決

判決等の債務名義を作成した裁判所

第 2 回口頭弁論調書(和解)

正本に表示された下記金員及び執行費用

調停調書

例：第1回口頭弁論調書(判決)
第3回口頭弁論調書(和解)

元 本 金 300万 円

利息金 金 円

ただし、上記元本 金 円に対する令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで年 パーセントの割合による利息金

小数点以下は切り捨てとする。

遅延損害金 金 1万3315 円

ただし、上記元本 金 300万 円に対する令和 4 年 6 月 28 日から
令和 4 年 8 月 20 日まで年 3 パーセントの割合による遅延損害金

最大で申立日までの計算とする。

なお、債務者は、下記の事由で令和 4 年 6 月 27 日の経過により、期限の
利益を失った。和解等で分割払の条項が定められている場合は、期限の利益喪失についての記載が必要となります。

令和 4 年 3 月 25 日及び令和 4 年 6 月 27 日に支払うべき
分割金の支払を怠った。

支払期が土日祝のときは、翌営業日を支払期と考えます。

遅滞額が金 4万 円に達した。

執行費用 金 9,116 円

(内訳)

本申立手数料 金 4,000 円

第三債務者が1か所の場合。1か所増すごとに、1,684円増えます。

申立書作成及び提出費用 金 1,000 円

差押命令正本送達費用等 金 3,066 円

資格証明書交付手数料 金 600 円

実際に要した費用

送達証明書手数料 金 150 円

執行文付与手数料 金 300 円

合 計 金 302万2431 円

このほかに、住民票や戸籍の附票等の添付が必要な場合、それらの費用も請求できます。